

近代イスラームにおける家族像

連載記事「女性の世界」の分析から

國谷 徹

1. はじめに

本論では、『カラム』誌上の連載記事「女性の世界 (Alam Wanita)」を分析し、近代社会におけるイスラームと家族のあり方についての近代派ウラマーの思想を明らかにする。

イスラームにおいて婚姻は極めて重要な社会的行為と見なされ、家族は社会を構成する最も重要な基礎的単位であると考えられている。それゆえ、婚姻と家族のあり方を規定する家族法はイスラーム法(シャリーア syari'ah)の中でも中核をなす分野と考えられ、重視されてきた。19世紀以降、イスラーム世界の多くの地域は西洋列強による植民地支配とそのもとでの近代化を経験し、そのなかで近代的な法制度の導入が進められた。しかし家族法の分野に関しては、西洋の世俗法の導入に対する抵抗が特に強く、また西洋諸国の側も現地社会の伝統や慣習と深く結びついたこの分野については過度の干渉を避ける場合が多かったこともあって、イスラーム法が適用され続ける場合が多かった。オランダ領東インドやイギリス領マラヤの場合も同様であり、婚姻と相続を中心とする家族法の分野を司る権限は基本的にウラマーらの掌中に委ねられた。とは言え、20世紀以降、家族法分野の近代化を求める国家の側からの圧力は徐々に増加した。

一方で現地社会においても、近代化が進み、西洋教育を受けた知識人層が増加してくると、そうした“進歩的”知識人の間からイスラームの諸制度の後進性や非合理性を批判する声が上がった。特に婚姻をめぐる家族法に関しては、一夫多妻制に象徴されるような、男女不平等な内容に対する批判がしばしばなされた。彼ら西洋派知識人たちは、理想化された“西洋近代”を模範として位置づけ、平等な個人としての男女の相互の愛情に基づく一夫一婦制の家族形態を近代における理想的な家族のあり方と考えた。そして、イスラームの家族法をそれにそぐわないもの、近代

化を阻害するものとして批判したのである。

このような西洋派知識人に対し、イスラーム知識人の側からは、近代主義と呼ばれる立場からこれらの批判に反論しようとする人々があつた。20世紀の初頭以降イスラーム世界の各地に広まった近代主義思想の担い手たちは、イスラームは元来、理性や正義・公正などを重視する宗教であり、その価値観は西洋近代と調和し得るものであると主張し、西洋派知識人の世俗主義的な近代化論に反論する一方で、そのようなイスラーム本来の価値に立ち帰るためには硬直したイスラーム法の解釈・運用やイスラームの諸制度を改革することが必要だと考え、時代状況にあわせたイスラーム法の再解釈や、近代的制度を取り入れた学校教育の導入などの改革を進めた¹。彼らイスラーム近代主義者たちにとって、家族法、中でも婚姻をめぐる諸問題は、伝統的イスラーム法において最も重要な分野であると同時に、西洋派知識人からの批判が最も集中する問題のひとつでもあり、極めて重要な問題であつた。

本論は以上のような視点から、近代主義ウラマーによる婚姻と家族をめぐる議論の一事例を分析し、イスラーム近代主義思想が近代社会における家族のあり方をどのように論じたのかを考察する。

2. 史料の紹介

本論で取り上げる連載記事は、『カラム』第134号(1961年9月)から第149号(1962年12月)にかけて、計16回にわたり連載された。記事の一覧は表1のとおりである。著者は、20世紀半ばごろにシンガポールで活動したウラマー、アブドゥッラー・バスメー (Abdullah Basmeh; 1913-1996年) である。彼は特にクルアーン解釈学(Tafsir al-Qur'an)の専門家として知られたほか、一般向けのイスラームに関する解説・

1 イスラーム近代主義の東南アジアにおける展開については、[Abdullah 1970]、[Noer 1973]などを参照。

表1 連載記事「女性の世界 (Alam wanita)」記事一覧

号	年	月	頁	副題
134	1961	9	12	イスラームにおける夫婦の権利と義務 (Hak dan kewajiban suami istri di dalam Islam)
135	1961	10	30	イスラームにおける夫婦の権利と義務 (Hak dan kewajiban suami istri di dalam Islam)
136	1961	11	12	イスラームにおける夫婦の権利と義務 (Hak dan kewajiban suami istri di dalam Islam)
137	1961	12	28	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
138	1962	1	13	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
139	1962	2	14	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
140	1962	3	16	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
141	1962	4	19	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
142	1962	5	14	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
143	1962	6	14	イスラームにおける多妻婚問題 (Soal berbilang istri dalam Islam)
144	1962	7	14	イスラームにおける離婚問題 (Soal talak dalam Islam)
145	1962	8	15	イスラームにおける離婚問題 (Soal talak dalam Islam)
146	1962	9	14	イスラームにおける離婚問題 (Soal talak dalam Islam)
147	1962	10	16	イスラームにおける離婚問題 (Soal talak dalam Islam)
148	1962	11	24	イスラームにおける離婚問題 (Soal talak dalam Islam)
149	1962	12	15	女性に対するイスラームの姿勢 (Sikap Islam terhadap perempuan)

啓蒙書の類も幾つか執筆している。『カラム』創始者のアフマド・ルトフィとも関係があったようで、詳細は不明だがシンガポールにおけるムスリム同胞団 (al-Ikhwan al-Muslimin) の創設 (1956年) に際して中心的役割を果たしたと言われる [山本2003: 69]。『カラム』誌上でも主要な寄稿者の1人で、ウラマーの立場からイスラームの教義やイスラーム法について解説する記事などを多く執筆している。

筆者は [國谷2010] および [國谷2011] において、バスメーによる連載記事「クルアーンの秘密: 知識と哲学の観点から (Rahsia al-Qur'an: dari segi ilmu dan falsafah)」の分析を行った。この連載記事は、バスメーのクルアーン解釈学の知見を活かし、タンターウィー・ジャウハリーやムハンマド・アブドゥ、ラシード・リダーといったエジプトの代表的近代主義ウラマーらの思想に基づいて、近代社会に生きるムスリムにとってのクルアーンとイスラームの価値・重要性を論じるものであった。そこで強調されたのは、第一に、かつて栄華を誇ったイスラーム文明が現在の西洋文明の祖であり、近代文明はイスラーム文明を継承して発展したものであること、第二に、クルアーンの教義には理性や科学的思考、正義・公正・民主主義といった価値観が含まれており、イスラームと近代社会の価値観は調和し得るということであった。バスメーは、西洋式の近代化・発展を望ましいものとして肯定する一方で、近代化の負の側面として道徳や社会倫理の衰退を指摘し、近代化の中でクルアーンの教えが道徳的指針として積極的な意味を持つものであることを主張したのである。

『カラム』初期に連載された (1951年5月-1953年12月) 「クルアーンの秘密」に対して、本論で扱う連載「女性の世界」はバスメーの『カラム』誌上における執筆活動の末期に書かれたものである。「クルアーンの秘密」においてイスラームの基本的な教義や価値観についての読者への啓蒙を試みたのに続き、「女性の世界」はより個別具体的で、ムスリムの日常生活に密接に関わるテーマを取り上げて論じている。独立前後、国民国家が形成されつつあった当時のマラヤにおいて、近代国民国家における良き市民であることと良きムスリムであることを両立させる道を指し示すことは、バスメーのような近代主義ウラマーらにとって最大の目的であった。本連載記事は、ムスリムにとって社会生活の基礎をなす婚姻、家庭生活、夫婦の絆といった側面からこの目的を目指したものと位置づけられる。

3. 婚姻と家庭をめぐる諸問題

連載記事では、婚姻や夫婦関係をめぐる3つの問題を取り上げ、順に解説している。第一は家庭における妻の夫に対する不服従をめぐる問題、第二は多妻婚に関する問題、第三は離婚をめぐる問題である。本論ではこのうち前二者を取り上げて分析する。連載記事全体の序論において、バスメーはまず「…これらの問題について多くの人が議論しており、政府側やその他の様々な立場の研究者が多大な関心を払っている。一部の人々は、これらの問題に対するイスラームの立場を誤って解説し、これらの問題を改善するために (イスラーム法を) 別の規則に代えようとするという過ちを

犯してしまっている。そこで我々は…イスラーム法に基づくこれらの問題の位置づけについて正しく解説し、他の様々な法・規則と比較して見せよう…[*Qalam* 1961.9: 12]]と連載の目的を述べる。即ち、これら3つの問題が女性に対して抑圧的なイスラーム法の性格を象徴するものとして、近代社会の価値観に反するものと見なされ、しばしば西洋派知識人からの批判の対象となっていることを認識したうえで、イスラーム法の立場からこれに対する反論を試みるものである。

続けてバスメーは、イスラーム法において夫と妻の関係が相互の義務と権利によって規定されるものであることを強調する。「…夫婦は、相互に対応する幾つかの義務と権利によって互いに結び付けられている。…それらの義務と権利によって夫婦間の釣り合いと調和が生み出され、社会的で文明的な生活を営むことができる…[*Qalam* 1961.9: 13]]。これは、婚姻と家庭を社会生活の最も重要な基礎と見なすイスラーム法の基本的な考え方を示したものである。ここでは義務と権利の一例として、夫が妻子に対して生活費(nafkah)を提供する義務を負う一方、妻に対して自分の家に同居することを求める権利を有し、妻は夫と同じ住居に住む義務を負う、という規定が紹介されている。ここで特徴的なのは、「…同様の規定はイスラーム法だけのものではなく、文明化したウマットの多くの法規定にも見出される…[*Qalam* 1961.9: 13]]と指摘し、例としてフランスの民法における規定がこれに関して述べたクルアーンの章句と類似していることを具体的に論じていることである。イスラームが西洋近代と同様の価値観を持つことをこのように具体的に示して見せるのは、近代派ウラマーとしての著者バスメーの特徴と言える。いずれにせよ、バスメーはここで、イスラーム法に定められた夫婦の権利と義務を守ることが「平穏で正しい家庭生活」を守ることにつながり、ひいては社会の安定と繁栄につながる、との立場を示している。

3-1. 妻の不服従

以上のような問題意識を受けて、最初に取り上げられるのが妻の夫に対する不服従(nusyuz)をめぐる問題である。イスラーム法では、妻が夫の命令に従わない場合、夫は妻を罰する権利を有するものと規定されている。例えば妻が家から出ることを禁じたり、体罰を与えたりすることも認められる²。これらは女性に対する抑圧として批判されるイスラーム法の一面と

いえるが、バスメーはそのような批判に対し、上述した義務と権利という観点から反論を試みる：「…もし夫が妻に生活費(nafkah)を提供しなければ、法に基づいてこれを提供することが求められ、あらゆる手段によって強制されるし、もし法に従わなければ投獄や強制労働といった罰を受けることもあり得る。同様に、もし妻が不服従であった場合、つまり夫と同居することを拒んだ場合、妻は法に基づいて夫と同居することを強制される…[*Qalam* 1961.9: 14]]。即ち、一見すると女性に対する抑圧と見える規定は実際には夫婦の相互の義務と権利を定めた規定の一部であり、妻だけが法によって抑圧されているのではない、という議論である。

バスメーはさらに続けて、「…現在、一部の人は、妻に夫との同居を強制するこの規則について、人権の侵害、名誉の毀損であり、妻の地位を貶め、人格を否定し、妻が望まないことを強制するものである、と繰り返し批判する。しかし彼らは、この法規定が適用されるのは妻が不服従である場合、つまり社会的規範や家族法に違反した場合のみである、という点に気づいていない…[*Qalam* 1961.9: 15]]と、西洋派知識人からの批判に反論する。そして、この法規定の目的は男女の性役割をあるべき姿に維持することであり、ひいては「…公共の利益(maslahat)を護持し、家庭生活が平穏であるように努め、家庭を崩壊から守ることである[*Qalam* 1961.9: 15]]と結論する。ここでは、家族・家庭生活が社会の基盤であり、従って家庭生活の平穏を維持することが即ち社会の秩序、公共の利益を守ることであるとする考え方が見て取れる。

次に連載第2回[*Qalam* 1961.10: 30-34]]では、もし不服従な妻に対して夫との同居を強制する法規定が廃止されたらどのような影響があるか、を論じる。著者は、もし(批判者たちが主張するように)この法規定が廃止された場合、家庭生活に対して破壊的な影響をもたらすであろう、と述べる。「…第一に、妻が夫と同居するかどうかを選ぶ自由を得た場合、…妻は自分の好きなときに好きなように夫の家で住んだり、あるいは家を出て別な場所に住んだりすることができ、家庭は一時的な滞在場所、まるでホテルのようになってしま

2 『クルアーン』第4章「婦人」章第34節の以下のような章句がその根拠とされる：「アッラーはもともと男と(女)との間には優劣をおつけになったのだし、また(生活に必要な)金は男が出すのだから、この点で男の方が女の上に立つべきもの。…反抗的になりそうな心配のある女はよく論じ、(それでも駄目なら)寝床に追いやって(こらしめ、それも効かない場合は)打擲を加えるもよい。」[井筒1958a: 115]。

うであろう。…妻は無限の権利と自由を享受する一方で、いかなる義務も負うことがない。…このようなことは、社会においても認められるものではないであろう…」[「…第二に、夫と妻の間を引き裂いてしまう。つまり、妻に対していつでも望むときに行使できる離婚の権限を与えることを意味する。現在は様々な制約や義務と結びついたかたちで夫に与えられている離婚の権限を、いかなる制約も伴わないかたちで妻に与えてしまうとすれば、そのことがもたらす破壊的な影響は説明を要しないであろう…[Qalam 1961.10: 31]」。このように、バスメーは女性を弱いもの、欲望や誘惑に影響されやすいものと見なし、それ故にイスラーム法に基づく権利と義務によって弱さや欲望を抑えることが必要であり、それが家庭を、ひいては社会生活一般を崩壊から守る手段であると考えている³。

一方でバスメーは、上記の脚注1で触れたクルアーン第4章第34節の章句「…反抗的になりそうな心配のある女はよく諭し、(それでも駄目なら) 寢床に追いやって(こらしめ、それも効かない場合は) 打擲を加えるもよい。」の解釈から、妻の不服従に対する夫の対応が段階を踏むべきものであることを述べる：「…そのような(不服従な) 妻の態度に対し、夫はできるならば賢明な助言と説諭という方法で改めさせるのが良い。そのような助言が効果を示さなかったら、次には寢床に閉じ込めるのが良い。それでも妻が聞き入れず、その行動が更に悪化するようであれば、そのときは軽く打ってもよい。…近代的な、西洋式教育を受けたムスリムたちは、この最後の方法(反抗的な妻に対し体罰を与えること) が自由にいつでもなされるものであるかのように誤って理解し、妻の尊厳を重視する近代的な生活のあり方には合致しないものと考えている」[Qalam 1961.11: 14]。このようにバスメーは、クルアーンにおいてはまず説得や相談によって夫婦関係を修復することが強く奨励されていることを指摘し、妻の不服従に関するイスラーム法の規定は妻の抑圧を意図したものでは無いと主張する。

以上のようにバスメーは、妻の不服従に関するイスラーム法の規定が女性に対して抑圧的であるという批判に対して、一部の規則だけを取り上げて批判するのではなく、より広い文脈の中での位置づけや、その

規則が定められた意味について理解しなければならない、との観点から反論を試みている。西洋派知識人からの批判が一面的であり、イスラームを正しく理解していないとする反論はある程度は妥当なものである。だがその反面、個人の自由と平等を尊重する西洋近代の世俗的社会観と、家庭生活の平穏とそこにおける男女の性役割の維持を重視するイスラームの価値観の間の対立を浮き彫りにしているとも言える。社会を構成する基礎を自由で平等な個人と考え、男女の社会的性差を否定しようとする前者と、家族を社会の基礎と見なし、家庭生活における夫と妻それぞれの役割の維持を肯定する後者とは容易に相容れない。その意味では、ここでのバスメーの議論も西洋派知識人を納得させ得るものとは考えにくく、婚姻と家族をめぐる問題について近代的世俗主義とイスラームの価値観を調和させることの困難さを示していると言えよう。次節では、西洋派知識人からの批判が最も集中する問題である多妻婚について分析する。

3-2. 多妻婚をめぐる諸問題

3-2-1. イスラームにおける多妻婚の容認

いわゆる一夫多妻の容認は、イスラームにおける女性の抑圧を象徴するものとして、西洋派知識人から最も批判の対象とされるものであろう。バスメーは連載の半分以上をこの問題についての解説にあてている。

まず連載第4回[Qalam 1961.12: 28-34]においてバスメーは、クルアーンの章句や幾つかのハディースに基づいてイスラームにおける多妻婚の規定を解説する。クルアーンにおける多妻婚容認の根拠として挙げられるのは、第4章「婦人」章第3節「もし汝ら(自分だけでは) 孤児に公正にしてやれそうもないと思ったら、誰か気に入った女をめとるがよい、二人なり、三人なり、四人なり。だがもし(妻が多くては) 公平にできないようならば一人だけにしておくか、さもなければお前たちの右手が所有しているもの(女奴隷) だけで我慢しておけ。その方が片手落ちになる心配が少なくて済む。」[井筒1958a: 108-109]という章句である。この章句についてのバスメーの解釈は次のようである：「もしあなたが、自分が世話している女の孤児と結婚したいと思い、しかしそれによって孤児の財産を私物化してしまい、孤児の権利を侵害してしまう恐れがあると思うのなら、その孤児ではなく別の女性と結婚しなさい。孤児の財産を着服してしまうようなことを避けるために、アッラーは4人まで妻を娶ることをお許し

3 人間は弱いものであり、それ故に神の導きを必要とする、という考えは、宗教としてのイスラームの基本的な特徴のひとつである。例えば[片倉1991: 14-38]では、近代西欧や日本の社会と比較しながら、ムスリム社会の特徴を「人間性弱説」と表現している。

になっている。ただし、彼女たちに生活の糧を与え、各々を公平に扱うことが出来れば、という条件である。それが出来ないならば、一人の妻だけにするか、あるいは奴隷の女性を妾とすることで満足しなさい」[Qalam 1961.12: 29]。他に幾つかのハディースも引用し、バスメーは、多妻婚が容認されるのは①妻たち全員に生活費を与える能力があること、②食事、衣服、住居から一夜を共にする日数に至るまで、あらゆる物質的側面において妻たちを公平に扱うこと、の二つの条件が満たされる場合である、と述べる。

次いでバスメーは、イスラームが多妻婚を容認する理由を3つ挙げる。第一は、男女それぞれの性質そのものに由来する理由である。「…人口学(demografia)の研究の成果によると、男性は出生時や幼児期における死亡率がより高い。このことは世界の様々な民族における国勢調査によって実証されている。…従って、成人に達するまで生存する男児の数は、女児に比べてかなり少ない[Qalam 1961.12: 30]」⁴。第二に社会的な理由が挙げられる。即ち、社会における男性と女性それぞれが担う労働・職業の違いにより、男性はより死亡率が高く、また寿命が短くなる。特に戦争や食糧不足といった困難が生じると、男性はより多く危険にさらされる。またもう一つの社会的な理由として、多くの社会において男性は妻と家族を養う能力がなければ結婚できず、従って一定以上の年齢にならないと結婚できないのに対して、女性は適齢期に達すればいつでも結婚できるという違いがある。このため、結婚できる男性の数は女性に比べて少なくなる。第三には、何らかの異常事態によって複数の妻を持たざるを得なくなる場合があることである。「…例えば、女性が生まれつき不妊であったり、結婚後に不妊になってしまったりする場合がある。こうした場合、結婚の最大の目的(子を産むこと)が達成できなくなる。あるいは妻が病を得たり、精神に異常を生じたりして妻の役割を果たせなくなる場合もある。…このような場合、子孫の繁栄という目的を達するために、夫が別の妻を娶ることは避けられない。…(不妊や病気となった)妻にとっても、離婚するよりは夫のもとに留まるほうが良い。離婚してしまうと、妻は社会における居場所や尊厳を失い、困難な生活に陥ってしまうだろう…[Qalam 1961.12: 32]」。

以上の議論により、バスメーは多妻婚を肯定し、一夫一婦制を採用すれば社会の平穏と秩序が崩壊してしまうと主張する：「…妻を1人のみとする規則を用い

れば…多くの女性が未婚のまま生涯をすごすことになり、彼女らが満ち足りた人生を送る道は閉ざされてしまう。…社会生活は混乱し、売春をはじめ悪徳がはびこり、…多くの女性は生活の糧を得るために恥ずべき行いに身を落とさざるを得なくなり、婚外子が増える一方で子孫を残すことは難しくなり、病気が蔓延し野蛮な行いが増えるだろう…[Qalam 1961.12: 32-33]」。さらにバスメーはその“実例”として、フランスでは第一次・第二次世界大戦の間の時期に婚外子の数が増え、子供全体の50%にも達したこと、同時期に売春婦も急速に増加したこと、また「…西洋の他の諸国民においても、夫も妻もそれぞれ妾を作り、家を留守にすることが流行している。…ヨーロッパやアメリカではこれが常態と化しており、“家族”などは価値の無いものとなってしまう、父と子の血のつながりなどは疑わしいものとなってしまった[Qalam 1961.12: 34]」ことなどを述べる⁵。ここでは、西洋式の近代化が経済的・物質的發展をもたらす一方で社会的倫理や道德の衰退を招くものであり、これに対処するための道德的指針としてイスラームが重要であるとするバスメーの思想が端的に表れている。さらに、そのような社会道德の崩壊を防ぐためには、イスラーム法の規定に基づいて社会の基礎としての家族を維持すること、特に子孫を作ることが重要であり、それは個人の自由や男女の平等といった価値観よりも優先されるべきものである、との思想が見て取れよう。

3-2-2. 多妻婚に対する批判とそれへの反論

連載第5回[Qalam 1962.1: 13-17]では、西洋人や西洋派知識人からの多妻婚に対する批判を取り上げ、これに対する反論を試みる。まず、バスメーは多妻婚に対する様々な批判を以下のようにまとめる：第一に、多妻婚は男性の性欲に基づいた乱暴な行為であり、妻の地位や権利を貶め、男女平等の原則に反するものである。第二に、複数の妻が同居するような状況では、妻たちは夫に愛され大事にされていると感じることは出来ないし、家庭についても自分が責任を持つと感じることは出来ない。第三に、多妻婚は夫と妻、あるいは妻たちの間に絶えず争いや諍いを引き起こすも

4 バスメーがどのような根拠に基づいてこのように論じているのかは不明であるが、一般に、女性よりも男性のほうが乳幼児期の死亡率が高いことは事実である(現代では医学の進歩に伴い、その差は縮小している)。ただし、このことが直接、成人年齢において男性より女性のほうが数が多いという結果に結びつくとは限らない。

5 ここでも、バスメーはこれらの情報の典拠については述べていない。今のところ、筆者にはこれらの“実例”がどの程度正しいかを判断する術が無い。

のであり、それによって家庭生活は混乱するし、そのような環境で育つ子供たちの道徳もまた混乱してしまう。第四に、夫がどれほどアッラーの規則を破らないように注意したところで、妻たちをあらゆる面で完全に公平に扱うことは不可能であり、それによって妻たちの間に不和が生まれる。第五に、子供たちにも悪影響を及ぼす。別々の母親から生まれたきょうだいの間には不和が生じやすい。また、子供の数が増えることで貧困や不十分な教育といった問題も生じる。

このようにバスメーは、西洋派知識人たちから多妻婚に対して向けられた批判と、その背後にある論理をじゅうぶん理解していたといえる。「…西洋式教育を受けたムスリムたちは…イスラームのこの規則に対して敵意をあらわにしており、立法を司る権力者たちに働きかけて、この規則に干渉し、これを西洋の一夫一婦制の原則、もしくはそれに近いものに代えようとしている。そうなれば、複数の妻を持つことは、極めて特異な場合、裁判官があらゆる面から見て必要だと認めた場合にのみ認められることになる。彼らの意見では、そうすることによって上記のような様々な害悪を遠ざけることができ、遅れている我が民族は進歩的な諸民族の仲間入りをすることが出来るのである[*Qalam* 1962.1: 15]」。

このような批判に対するバスメーの反論は、前節と同様、彼らはイスラームにおける多妻婚の規則をよく理解しておらず、多妻婚の規則が拠って立つ原則について理解していないがために誤った認識を持って批判しているのだ、という論理である。反論の第一は、イスラームでは女性とその家族に、結婚の申し込みを受けるか拒否するかを選択する自由が認められている、ということである。女性は多妻婚を強制されるわけではなく、既に妻のいる男性からの結婚の申し込みを受諾するかどうかは女性側の選択に委ねられる。またこの時、もとからの妻およびその家族に対しても、夫が新しい妻を迎えるのを受け入れるかどうかを選択する自由が認められている。バスメーは預言者ムハンマドの以下のようなハディースを引用し、このことを解説している：アブー・ジャフル (*Abu Jahl*) という人物が、一族の娘を預言者の娘婿アリーに嫁がせようとし、預言者に許可を求めた。しかしムハンマドはそれがアリーに妻である自分の娘ファティマを苦しめ、その妻としての権利を侵害することになると考え、婚姻の申し出を拒絶した[*Qalam* 1962.1: 15-16]。このように、婚姻に際して女性側に選択の自由が認めら

れていることから、バスメーは女性が多妻婚を強制されるわけではないと論じる。

二つ目の反論は、複数の妻を公平に扱うことに関してである。イスラームでは、夫が全ての妻たちに平等に生活の糧を与え、夜を共にする回数や共に過ごす時間まで公平に分割するよう義務付けている。一方で妻に対しては、もし夫が公平ではない場合、法廷に訴えて公平な扱いを受ける権利を主張するか、さもなくば離婚を請求する権利が認められている。これらによって妻の名誉と権利は保護されており、「…多妻婚が家族の間に争いや諍いを引き起こすという彼らの意見は正しくない。実際には、争いが生じるかどうかは夫の態度、つまり慎重に公平を期し、神の教えに背かないように振る舞うかどうかにかかっている…[*Qalam* 1962.1: 16-17]」。

第三にバスメーは、多妻婚によって子供の数が増えることが貧困などにつながるという批判に反論する：「…子供が多いことは悪ではなく、家族にとって、国家にとって、また人類一般にとって良いことである。子供が多いことが危険につながるのは、夫が子や妻たちに生活の糧を与えることが出来ない場合だけである。しかしイスラームでは、そのような義務を果たせない男性はそもそも結婚してはならないと定めている[*Qalam* 1962.1: 17]」。これらの反論は即ち、イスラーム法ではそもそも、夫が家族を養う能力を持つこと、また妻たちを公平に扱うことが多妻婚の条件と定められているのであるから、批判者たちが言うような弊害は発生しない、という論理である。

続く連載第6回[*Qalam* 1962.2: 14-21]では、また別な角度からの多妻婚への批判と、それに対する反論が取り上げられる。西洋派のムスリム知識人からしばしば提示される批判の一つは、クルアーン自体が実際には多妻婚を禁じているという主張である。その根拠は、クルアーン第4章「婦人」章の中の2つの章句である。一つ目は先述の第3節(本論3-2-1節を参照)、特に「…だがもし(妻が多くては) 公平にできないようならば一人だけにしておくか、さもなくばお前たちの右手が所有しているもの(女奴隷)だけで我慢しておけ。その方が片手落ちになる心配が少なくて済む。」という部分である。二つ目は第129節、「大勢の妻に対して全部に公平にしようというのは、いかにそのつもりになったとてできることではない。しかしそれとて、あまり公平を欠きすぎて、誰か一人をまるで宙づりのように放っておいてはいけな…[井筒1958a: 133]」。である。

即ち、前者において多妻婚の条件として公平であることが定められているが、後者においては多数の妻に対して公平にすることは不可能であると言明されているので、この二つの章句を合わせて考えると、実質的に多妻婚は禁じられている、と解釈するのである。

これに対してバスメーは、そのような解釈はアッラーの法を捻じ曲げようとする試みであり、これらの章句の意図は実際には彼らの解釈とは正反対であると述べる。彼の反論は、「公平」という語をどのように解釈するかという点である。「…この「公平」とは、例えば飲食物、衣類、住居、あるいは夜を共にする回数やそれぞれの妻と共に過ごす時間など、その性質から言って夫が実行可能な事柄のみに限られるのだろうか。それとも、その性質上人間が公平に行うことが不可能な事柄、つまり好みや愛情など、男女の特別な結びつきに関わるような事柄をも含むのだろうか？明らかに、夫は食事や衣類などといった物質的な事柄については公平を実現することが可能だが、心や精神に関わる事柄について妻たちを公平に扱うことは不可能である…[Qalam 1962.2: 16]」。

バスメーは以下のように続ける：「…偉大なるアッラーが、男性たちに対して、愛情や好みといった問題について妻たちを公平に扱うように命じるというのは、納得しがたい。…アッラーが男性たちに対して、彼らが人間としての本来の性質から言って実行不可能なことを行うように命じるというのは、考えにくいのである[Qalam 1962.2: 17]」。バスメーはその根拠として、クルアーン第2章「牡牛」章第286節「アッラーは誰にも能力以上の負担も背負わせ給うことはない」[井筒1958a: 71]や、第65章「離婚」章第7節「アッラーは誰にも、御自分がお授けになった以上のものを出せとおっしゃりはせぬ」[井筒1958b: 249]を引用し、アッラーが人間に対して実行不可能なことを命じるはずはなく、従って多妻婚の条件としての「公平」とは物質的な面における公平に限られるものである、と主張する。

従って、先述した二つ目の章句、第4章第129節「大勢の妻に対して全部に公平にしようというのは、いかにそのつもりになったとてできることではない。しかしそれとて、あまり公平を欠きすぎて、誰か一人をまるで宙づりのように放っておいてはいけない…」は以下のように解釈される：夫は、どれほどそうしようと望んだとしても、妻たちを完全に公平に扱うことは出来ない。愛情や好みといった感情は人間が意のままに

出来るものではなく、そうした面において妻たちを公平に扱うことは不可能だからである。実際、夫はそのようなことを義務付けられているわけではなく、ただ飲食や衣服、住居、夜を共にする回数など物質的な面で妻たちを公平に扱うことだけが義務付けられている。ある1人の妻を偏愛し、別の妻に対する愛情がより少ないからといって、その妻に対して物質的な面で公平を欠く扱いをしたり、放置したりするようなことがあってはならない。

以上のように、バスメーは多妻婚の問題においても、彼のクルアーン解釈学の知見を活用し、西洋派知識人たちの批判がイスラーム法に対する不十分な理解に起因する誤ったものであるとの視点から反論を展開している。そして多妻婚が必ずしも女性の抑圧につながるものではなく、家族と社会の秩序・平穏を維持するために必要なものであると主張する。

多妻婚をめぐる問題は、西洋派知識人の側からはしばしばイスラームの後進性・非近代性を象徴するものと見なされ、批判されるものであった。本節で述べたような、クルアーンでは実質的には多妻婚は禁じられている、との解釈によって多妻婚を否定する見解は、そうした批判に応え、イスラームの教えを近代社会の価値観に合致させようとする試みであるとも理解できる。しかしこれに対してバスメーは、自身がいわゆる近代主義的イスラーム改革思想の持ち主であり、『カラム』誌上での執筆活動においてもイスラームの教えが西洋近代の価値観と調和し得るものであることを再三主張してきたにもかかわらず、上記のような解釈を受け入れず、多妻婚を強力に擁護している。このようなバスメーの態度は、イスラーム法に基づく婚姻と家族のあり方を維持することが、近代化する社会において社会の秩序を維持し、道徳の衰退を防ぐ上で必要不可欠であると思なす彼の考え方を反映したものであると言える。

4. 結論

連載記事「女性の世界」におけるバスメーの議論は、「イスラーム法、特に家族法の諸規定は女性に対して抑圧的である」とする西洋派知識人からの批判に対する反論のかたちを取りつつ、ムスリム読者に対して、近代社会の中での家族・家庭のあり方を示そうとしたものといえる。即ち、婚姻と家族を社会生活の最も重要な基礎的単位と位置づけるイスラームの伝統的な

考え方を基盤としつつ、近代社会に適合するかたちでの良きムスリムの社会生活のあり方を提示しようとする試みである。

バスメーの議論の第一のポイントは、女性に対して抑圧的であると批判される様々な規定が実際にはどのような意図で定められたものであり、どのように運用されるかを、イスラームのより広い文脈の中で明らかにすることであった。それらの規定が実際には平穏で秩序ある家庭生活の維持を目的としたものであり、女性の抑圧・従属を目的としたものではないこと、女性の意思や立場に対しても十分な配慮がなされていることを示すことによって、イスラーム法が男女差別的であるとの批判に反論しようとしたものといえる。ウラマーの視点から見て、西洋派知識人たちの批判がイスラーム法に対する表面的で不完全な理解に基づくものであり、イスラーム法の規定が拠って立つ精神を理解していない、と見えるのは確かであり、この意味においてバスメーの反論は論理的に一定の妥当性を持つ。

第二のポイントは、西洋的・世俗的な近代化論者が言うように男女を平等にし、女性に自由と権利を与えれば、平穏で秩序ある家庭生活を維持することは困難である、とする主張である。個人の自由や男女の平等を何よりも尊重する西洋近代の世俗主義的立場に対して、近代派ウラマーであるバスメーは人間(特に女性)を弱いもの、欲望に惑わされ易いものとして位置づけ、そのような弱い人間に対しては宗教に基づく家族法の規定が、また特に女性に対しては夫による庇護と導きが必要であり、そうすることによってのみ平穏な家庭生活、ひいては社会の秩序と平穏を維持することができる、との議論によってイスラームの家族法を正当化する。この議論に見られるバスメーの思想は、西洋的な近代化がもたらす物質的・経済的あるいは文化・学問の分野などにおける発展は肯定する一方で、近代化がもたらす負の側面としての社会的倫理や道徳の衰退を危惧し、これを防ぐ手段として道徳的指針・導きとしてのイスラームの役割を強調するものであり、イスラーム近代主義思想のひとつの側面を象徴するものである。

しかし一方、この連載でのバスメーの議論は、婚姻や家族、男女の性役割といった問題をめぐって、個人の自由・平等に基礎を置く西洋近代と、家族を社会の基礎的単位と考えるイスラームの両者の価値観が容易には相容れないものであることを浮き彫りにした

面もある。近代社会におけるイスラームの役割を、社会的倫理・道徳の衰退に対する対策、ムスリムに対する道徳的指針・導きといった点に見出そうとするバスメーにとって、イスラームにおける家族法の規定はそうした道徳の基盤となるものであり、西洋近代の価値観に対して容易に妥協させられるものではなかったと言える。イスラームと女性をめぐっては、現代社会においても様々な複雑な問題が生じている。本論で分析したバスメーの議論は、そうした問題をより良く理解するための一助となるであろう。

参考文献

- Qalam no. 134-149 (1961.9.-1962.12), Singapore: Qalam Press.
- Abudullah, Taufik, 1971, *Schools and Politics: the Kaum Muda Movement in West Sumatra (1927-1933)*, Ithaca: Cornell University.
- 井筒俊彦訳、1958a、『コーラン(上)』、岩波文庫。
- 井筒俊彦訳、1958b、『コーラン(中)』、岩波文庫。
- 井筒俊彦訳、1958c、『コーラン(下)』、岩波文庫。
- 片倉もところ、1991、『イスラームの日常世界』、岩波新書154。
- Noer, Deliar, 1973, *The Modernist Muslim Movement in Indonesia 1900-1942*, London: Oxford University Press.
- 大塚和夫他編、2002、『岩波イスラーム事典』、東京：岩波書店。
- 山本博之、2003、「東南アジアにおけるムスリム同胞団の成立と初期の活動について」『ODYSSEUS 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要』7, pp.59-73。